

【 総 則 】

- 第1条 本会は一般社団法人室蘭工業大学同窓会（以下、本部という）室蘭支部と称する。
- 第2条 本会は本部の会員で室蘭市内及びその近郊に在住する者を会員とする。
- 第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、知識を交換し本部との連絡を密にして学術並びに技術の向上をはかることを目的とする。
- 第4条 本会の事務所は室蘭工業大学内に置く。
- 第5条 本会は下記の事業を行う。
1. 本会は毎年1回総会を開く。
 2. 本会は隔年名簿を発行し会員に配付する。
 3. その他本会の目的達成のための随時適当な事業を行う。

【 役 員 】

- 第6条 本会は下記の役員を置く。
支部長1名 副支部長2名 会計監査2名 幹事若干名
- 第7条 役員はすべて総会に於て会員中より互選する。
役員は役員会を構成する。
- 第8条 支部長は会務を総括する。
- 第9条 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故のあるときは代って会務を総括する。
- 第10条 会計監査は財務を監査する。
- 第11条 幹事は会員連絡の中核となり会務を分担する。
- 第12条 幹事の中に支部長の委嘱により庶務、会計の幹事を若干名設ける。
- 第13条 役員の任期は1年とするが再任を防げない。但し支部長職においては再任は4回、5年を上限とする。

【 本部代議員 】

- 第14条 本部代議員および代議員の補欠は役員会において会員より選出し総会に報告する。任期その他は本部定款による。

【 ブロックおよびブロック幹事 】

- 第15条 本会において職場又は地域によりブロックを構成する。
ブロックにはブロック幹事を若干名設ける。
- 第16条 ブロック幹事はブロック内の会員の連絡の中核となる。
- 第17条 ブロックの新設、統配合は役員会で行ない総会に報告する。

【 会 計 】

- 第18条 本会の経費は会費、寄付金を以て之にあてる。
- 第19条 会費は年に2,000円とし会員から徴収する。但し必要に応じて追加徴収することができる。大学院生は会費の徴収を免除する。
- 第20条 会の会計年度は毎年総会に於て之を報告する。

【 会則の変更 】

- 第21条 本会則は総会の決議を経なければ変更することができない。

附 則

1. 本会則は昭和38年7月6日から施行する。
2. 本改正会則（第15条）は昭和46年5月29日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。
3. この改正会則（第5条2項および第15条）は昭和51年7月2日から施行する。
4. この改正会則（第14条～第17条）は昭和55年5月23日から施行する。
5. この改正会則（第19条）は、平成6年5月13日から施行する。
6. この改正会則（第1条、第2条、第14条）は、平成30年4月2日から施行する。